

箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

箕面市長 上島 一彦

箕面市条例第十五号

箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例

箕面市立障害者自立支援センター条例（平成十八年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える。

（仮称）箕面市立ワークセンター中部	箕面市萱野四丁目一六五七番
-------------------	---------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第一条の規定により新たに設置されるセンターの管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手續その他センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。